

第 1 章 総 則

- 1.1 目 的 本指針は、水道法、水道法施行令及び施行規則、上三川町水道事業給水条例等に基づき、給水装置工事に係る技術上の基準及び事務処理を定め、その適正な施行を図ることを目的とする。
- 1.2 用語の定義 「工事事業者」とは、指定給水装置工事事業者をいう。
「主任技術者」とは、厚生労働大臣から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。
「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設である配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
「給水管」とは、管理者の配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管、又は給水管から分岐して設けられた管をいう。
「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ゴムホース等、容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まない。ビル等でいったん水道水を貯水槽に受けて給水する場合には、配水管から貯水槽への注水口までが給水装置であり、貯水槽以下はこれに当たらない。
- 1.3 給水装置の種類 給水装置は、次の3種類である。
(1) 専用給水装置
1 個の水栓を 1 戸又は 1 カ所で専用するため設置したもの。
(2) 共用給水装置
1 個の水栓を 2 戸以上で共用するため設置したもの。
(3) 私設消火栓
消防用に使用するため設置したもの。
- 1.4 給水装置工事の種類 給水装置工事の種類は、以下に示すとおりである。
(1) 新設工事
水道のない家屋等に、新たに給水装置を設ける工事。
(2) 増設工事
給水管を延長し、水栓の数を増やす工事。
(3) 改造工事
給水管の口径・管種・位置の変更、及び、給水栓やメータの増減を伴う工事。
(4) 撤去工事
給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事。
- 1.5 指定給水装置工事事業者制度 給水装置は、水道事業者の配水管と直結して設けられるものであり、その中の水は水道事業者が配水した水と一体のものである。給水装置の構造・材質が不適切であれば、需要者は安全で良質な水道水の供給を受けられな

1.5.1 指定給水装置工事事業者制度の概要

くなるなど、公衆衛生上の大きな被害が生ずるおそれがあるため、給水装置工事の技術力を確保することは非常に重要である。

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年(1996年)の水道法改正によって設けられた制度であるが、これは、それまで水道事業者が、給水条例等に基づき運用してきた指定工事店制度を見直し、水道法に新たに位置付けたものである。

また、令和元年の水道法改正により、指定の有効期限が無期限から5年ごとの更新制に変わり、更新を受けなければ失効することとなった。

指定給水装置工事事業者制度は、需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を指定する制度である。

指定給水装置工事事業者が行う給水装置工事の技術力を確保するための核となる給水装置工事主任技術者について、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、指定給水装置工事事業者について、水道事業者による指定の基準を法で全国一律に定めている。

(1) 指定の基準【法第25条の3】

- ① 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- ② 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - イ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ. 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - オ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ. 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(2) 指定の更新【法第25条の3の2】

- ① 指定給水装置工事事業者の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- ② 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- ③ 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(3) 水道事業者との関係

水道事業者は、指定の基準を満たす工事事業者から申請があれば指定しなければならないこととしている一方、指定給水装置工事事業者については、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければならないこと、水道事業者の要求があれば、水道事業者が行う給水装置の検査に給水装置工事主任技術者を立ち合わせたり、報告又は資料の提出をしなければならないこと等、水道事業者が法に基づいて行う監督に服さなければならないこととしている。

(4) 指定の取消し【法第25条の11】

水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- ① 第25条の3第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- ② 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- ③ 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ④ 第25条の8に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- ⑤ 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- ⑥ 第25条の10の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- ⑦ その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- ⑧ 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

(5) 指定給水装置工事事業者による施工の意義

給水装置工事は、水道施設を損傷しないこと、需要者への給水に支障を生じたり、水道水質の確保に支障を生じ公衆衛生上の問題が起こらないこと等の観点から、適正な施工が必要である。このため、水道法では、水道事業者は、給水装置工事を適正に施工できると認められる者の指定をすることができ、この指定をしたときは、水の供給を受ける者の給水装置が水道事業者又は指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができるとされている。

1.5.2 給水装置工事主任技術者の職務とこの制度上の役割

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の工事ごとに工事事業者から指名されて、調査、計画、施行、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実に履行しなければならない。【法第25条の4、施行規則第23条】

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第6条の基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に係る次の事項についての水道事業者との連絡又は調整
 - ① 給水管を配水管から分岐する工事を施工しようとする場合の配水管

	<p>の布設位置の確認に関する連絡調整</p> <p>② ①の工事や給水管の取付口から水道メータまでの工事を施工しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整</p> <p>③ 給水装置工事を完成したときの連絡</p> <p>給水装置工事主任技術者は、水の衛生確保の重要性についての自覚と、給水装置工事の各段階を適正に行うことができるだけの知識と経験を有し、給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者である。</p>
1.5.3 基準適合品の使用等	<p>給水装置工事主任技術者は、基準省令に適合した給水管や給水用具を用いて給水装置工事を施工しなければならない。また、工事に適した機械器具等を用いて給水装置工事を行わなければならない。</p>
1.5.4 給水装置工事事業者による給水装置工事主任技術者の支援	<p>指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者が職務を誠実に実行することができるように、その支援を行うとともに職務遂行上支障を生じさせないようにしなければならない。</p>
1.5.5 給水装置工事記録の保存	<p>指定給水装置工事事業者は、事業運営の基準に従い、指名した給水装置工事主任技術者に、施工した給水装置工事に係る記録を作成させ、保存しなければならない。</p>
1.6 給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度	
1.6.1 認証制度の概要	<p>平成9年3月19日に水道法施行令の一部を改正する政令が公布され、これに基づき基準省令が同日公布された。これにより施行令第6条の構造・材質基準を適用するに当たって必要な技術的な細目として、水道水の安全等を確保するために必要最小限の7項目の性能に係る基準が定められた。</p> <p>基準省令に示す7項目の性能基準は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 耐圧に関する基準 ② 浸出等に関する基準 ③ 水撃限界に関する基準 ④ 防食に関する基準 ⑤ 逆流防止に関する基準 ⑥ 耐寒に関する基準 ⑦ 耐久に関する基準 <p>給水装置工事に使用する給水管及び給水用具の構造及び材質が基準省令に適合するかどうかの判断をする際に、基準省令に定める性能基準によることとなった。</p>

このため、基準省令に適合する製品（以下「基準適合品」という。）であることを消費者、指定給水装置工事事業者や水道事業者等が知る方法としては、

- (1) 製造者等が、給水管及び給水用具が基準適合品であることを自らの責任で証明する「自己認証」
- (2) 製造者等が、第三者機関に依頼して、当該の給水管及び給水用具が基準適合品であることを証明してもらう「第三者認証」

のいずれかによることとなった。これが認証制度である。

1.6.2 認証制度の基準

給水管及び給水用具については、基準省令のうち、「耐圧性能」、「浸出性能」、「水撃限界性能」、「逆流防止性能」、「耐寒性能」、「耐久性能」が定められている。なお、「逆流防止性能」には「負圧破壊性能」が含まれている。

これら性能基準は、給水管及び給水用具ごとにその性能と使用場所に応じて適用される。例えば、給水管の場合は、耐圧性能と浸出性能が必要であり、給水栓（飲用）の場合は、耐圧性能、浸出性能及び水撃限界性能が必要となる。

ユニット製品の場合には、使用状況、設置条件等から総合的に判断して、給水装置システムの基準及び性能基準を適用する必要がある。

1.6.3 基準適合性の証明方法

(1) 自己認証

① 自己認証

製造業者等は、自らの責任のもとで性能基準適合品を製造し若しくは輸入することのみならず、性能基準適合品であることを証明できなければ、消費者や指定給水装置工事事業者や水道事業者等の理解を得て販売することは困難となる。この証明を、製造業者等が自ら又は製品試験機関等に委託して得たデータや作成した資料等によって行うことを自己認証と言う。

② 自己認証の方法

自己認証のための基準適合性の証明は、各製品が設計段階で基準省令に定める性能基準に適合していることの証明と当該製品が製造段階で品質の安定性が確保されていることの証明が必要となる。

設計段階での基準適合性は、自ら得た検査データや資料により基準適合性を証明してもよく、又、第三者の製品検査機関に依頼して証明してもよい。一方、設計段階での基準適合性が証明されたからといってすべての製品が安全と直ちにいえるものではなく、製品品質の安定性の証明が重要となる。製品品質の安定性の証明には、ISO（国際標準化機構）9000 シリーズの認証取得や活用等によって、品質管理が確実に行われている工場で製造される製品であることが製品品質の安定性の証明になる。

そして、製品の基準適合性や品質の安定性を示す証明書等が、製品の種類ごとに、消費者、指定給水装置工事事業者や水道事業者等に提出されることになる。

(2) 第三者認証

① 第三者認証

基準適合性の証明方法としては、自己認証のほか製造業者等との契約により中立的な第三者機関が製品試験や工場検査等を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録して認証製品であることを示すマークの表示を認める方法（以下「第三者認証」という。）がある。

第三者認証を行う機関の要件及び業務実施方法については、国際整合化等の観点から、ISOのガイドラインに準拠したものであることが望ましい。

又、JISマーク表示制度は、工業標準化法に基づき、国により登録された民間の第三者機関の審査により、JISに適合した製品を安定的かつ継続的に製造し得る能力を有する工場を認定するものであり、構造・材質基準に適合しているJIS規格に関するJISマーク表示認定工場の製品は第三者認証品の一つといえる。

このような第三者認証制度は、欧米諸国では一般に実施されており、その有効性はすでに明らかになっている。

② 第三者認証の方法

第三者認証は、製造業者等の希望に応じて第三者機関が基準に適合することを証明・認証する仕組みである。具体的には自己認証が困難な製造業者や第三者認証の客観性に着目して、第三者による証明を望む製造業者等が活用する制度である。この場合、第三者認証機関は、製品サンプル試験を行い、性能基準に適合しているか否かを判定するとともに、基準適合製品が安定・継続して製造されているか否か等の検査を行って基準適合性を認証したうえで、当該認証機関の認証マークを製品に表示することを認める。

1.6.4 基準適合品の確認方法

給水装置用材料が使用可能か否かについては、基準省令に適合しているか否かであり、これを消費者、給水装置工事事業者、水道事業者等が判断することとなった。この判断のための資料として、また、新たな制度の円滑な実施のために、基準適合情報の普及が重要となった。

そこで、こうした製品ごとの性能基準への適合性に関する情報を全国的に利用できるシステムとして、厚生労働省では、給水装置データベースを構築し、消費者、給水装置工事事業者、水道事業者等が利用できるようにしている。

給水装置データベースの機能等は、以下のとおりとなっている。

- (1) 基準に適合した製品名、製造業社名、基準適合の内容、基準適合性の証明方法及び基準適合性を証明したものに関する情報をデータベースとして集積
- (2) 製品類型別、製造業者別等に、検索を行える機能を具備
- (3) インターネットを介して、データベースに接続可能
- (4) データベースに記載されている情報は、製造業者等の自主情報に基づくものであり、その内容については情報提供者が一切の責任を

負う

厚生労働省の給水装置データベースのほかに、第三者認証機関のホームページにおいても情報提供サービスが行われているので、個々の給水管や給水用具がどの項目について基準を満足しているのかについての情報は、これらを活用することによって入手することができる。

厚生労働省並びに第三者認証機関のインターネットによる情報の入手先を以下に示す。

厚生労働省給水装置データベース

<https://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/index.action>

(公社) 日本水道協会 (JWWA) <http://www.jwwa.or.jp/>

(一財) 日本燃焼機器検査協会 (JHIA) <http://www.jhia.or.jp/>

(一財) 日本ガス機器検査協会 (JIA) <http://www.jia-page.or.jp/>

(一財) 電気安全環境研究所 (JET) <http://www.jet.or.jp/>

また、消費者、給水装置工事事業者、水道事業者、製造業者の4者の関係を次頁に示す。

